

畿央大学動物実験管理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人冬木学園（以下「学園」という。）畿央大学（以下「本学」という。）において動物実験を計画し実施する際に、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示88号、以下「基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号、以下「基本指針」という。）およびその他法令等を遵守することのみならず、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験を実施するため、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学を実験施設として行なわれる動物実験に適用する。

(本学学長の職務)

第3条 本学学長（以下「学長」という。）は、本学内にある動物実験施設（以下「当該施設」という。）の設備および組織等の体制を整え、かつ動物実験の安全および適正な実施を図るため、次の各号に掲げる職務を行なう。

- (1) 動物実験を実施しようとする実験責任者に動物実験の開始前に動物実験計画を申請させ、その動物実験計画について第5条に規定する動物実験委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、その申請を承認し、または却下すること
- (2) 委員会の審議を経て、動物実験およびそれに付随する諸活動（併せて以下「動物実験等」という。）に関する規則等の制定または改廃を行なうこと
- (3) 動物実験実施者（以下「実験者」という。）への教育訓練および健康管理を行なうこと
- (4) 承認した動物実験計画に基づく動物実験の終了後、実施結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずること
- (5) 定期的に、当該施設における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検および評価を実施するとともに、当該点検および評価の結果について、委員会委員以外の者（本学外の者も含む）による検証を実施することに努めること
- (6) 当該施設における動物実験等に関する情報を毎年1回程度、適切な方法により公表すること
- (7) その他本学の動物実験等に関し、必要な事項を実施すること

(管理者)

第4条 学長は、動物実験の安全と実験動物の適正な飼育管理のため、次の各号に掲げる管理者を置く。

- (1) 動物実験安全管理者（以下「安全管理者」という。）
 - (2) 動物実験施設・設備管理者（以下「施設管理者」という。）
 - (3) 実験動物管理者（以下「動物管理者」という。）
- 2 前項に規定する管理者は、本学専任教職員のうちから学長が指名し、学園理事長（以下「理事長」という。）が任命する。
- 3 本条第1項に規定する管理者の任期は1年度単位（年度末まで）とするが、再任を妨げない。

(委員会の設置)

第5条 本学における動物実験等の適正な実施と安全を確保するため、委員会を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 動物実験および実験動物に関して優れた識見を有する本学の専任教員 若干名
- (2) 安全管理者
- (3) 施設管理者
- (4) 動物管理者
- (5) その他学長が必要と認める者 若干名

3 前項の第1号および第5号の委員は学長が任命し、委員の任期は1年度単位(年度末まで)とするが、再任を妨げない。

4 学長は、委員会委員のうちから委員長を任命する。

5 委員長は、必要に応じて委員会を召集し、その議長となる。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

7 委員会は、委員総数の過半数の出席により成立する。

(委員会の職務)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議および調査を行ない、学長に対し提言または報告し、必要に応じて実験者に対して指導および助言を行なう。

- (1) 規程等の制定および改廃に関すること
- (2) 実験責任者より申請された動物実験計画に関すること
- (3) 動物実験等にかかる教育訓練および健康管理に関すること
- (4) 動物実験等に関する危険時および事故発生の際の必要な措置ならびに改善策に関すること
- (5) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること
- (6) その他動物実験等の安全確保に関すること

2 委員会は、必要に応じて実験者に対し報告を求めることができる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に陪席させ意見を聴取することができる。

(安全管理者)

第7条 安全管理者は、動物実験の安全確保に関し、次の各号に掲げる職務を行なう。

- (1) 実験者に対し指導および助言を行なうこと
- (2) 実験者が、この規程および別に定める「畿央大学動物実験施設利用規則」を遵守し、実験を適正に遂行していることを確認すること
- (3) その他動物実験の安全確保に関すること

(施設管理者および動物管理者)

第8条 施設管理者は、動物実験計画に基づく動物の飼育施設・設備について、次の各号に掲げる職務を行なう。

- (1) 当該施設の利用に関すること
- (2) 動物飼育施設・設備に関し、実験者に対し指導および助言を行なうこと
- (3) 動物実験に関する書類等の作成および保管に関すること

- (4) 当該施設における電源設備、給排水設備および給排気設備等の運転ならびに保守等の実施
- (5) その他当該施設の管理上必要なこと

2 動物管理者は、動物実験計画に基づく動物の飼育等扱い（以下「飼育等」という。）について、次の各号に掲げる職務を行なう。

- (1) 動物実験計画に基づく飼育等に関すること
- (2) 飼育等に関し実験者に対し助言をすること
- (3) 飼育等において実験者が使用する施設に関すること
- (4) 動物実験および飼育等に関する報告書等の作成に関すること
- (5) 動物実験計画の承認に関する書類の写しの管理および保存に関すること
- (6) その他飼育等について管理上必要なこと

（動物実験責任者）

第9条 動物実験を実施しようとする場合、計画ごとに動物実験責任者による申請を行なわなければならない。

2 動物実験責任者は、本学の専任教員でなければならない。

3 本学学生を実験者とする場合は、当該学生の卒業研究等の指導教員、本学大学院生を実験者とする場合は、当該院生の研究指導担当教員を、原則、動物実験責任者とする。

（動物実験責任者の職務）

第10条 動物実験責任者は、当該動物実験計画の適正な実施を図るため、次の各号に掲げる職務を行なう。

- (1) 動物実験計画を取りまとめ、学長に承認の申請を行なうこと
- (2) 実験動物と動物実験について実験者に指導および助言を行なうこと
- (3) 試薬・薬剤および実験機材の保管を適切に行なうこと。特に、規制の対象である麻薬、向精神薬、毒物および劇物の保管については当該法令や基準を遵守する。
- (4) その他実験の安全確保に関し必要な事項を実施すること
- (5) 当該動物実験の終了後、実施結果について報告すること

（実験者）

第11条 実験者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物実験責任者と協議の上、動物実験計画を立案し、動物実験責任者を経て学長に提出し、承認を得ること
- (2) 実験動物と動物実験について、委員会、安全管理者、施設管理者および動物管理者の助言を尊重し、指導に従うこと

2 実験者は、本学の専任教員、学部学生または大学院生とする。動物実験計画に記載されたその他の者については、動物実験計画承認後に、本学の動物実験に関する教育・訓練を受け、動物実験責任者の指導下において、当該実験の実験者とする。

（動物実験計画等の申請および承認）

第12条 動物実験責任者および実験者は、動物実験の範囲を必要最小限度にとどめるため、計画立案の段階で動物種、供試動物数および苦痛の軽減に配慮した実験方法等について、動物を用いない代替法の可否をも含めて十分に検

討を行なうこと。

- 2 動物実験計画および飼育室使用の承認申請は、「動物実験計画承認申請書」（第1号様式）により行なうものとする。
- 3 学長は、前項の申請書の内容を委員会等による審査を経て、その結果を関係者に「審査結果通知書」（第2号様式）で通知するものとする。

（施設の利用）

第13条 実験者が行なう動物実験は、本学動物実験施設内で行わなければならない。ただし、委員会の承認により施設外で行なうことが適当と認められた実験はこの限りでないが、当該実験動物の本学動物実験施設への再搬入はできない。

（動物の購入および搬入）

- 第14条 第12条第2項により承認を受けた動物実験責任者および実験者は、購入する動物を「審査結果通知書」（第2号様式）に基づき、発注および搬入するものとする。
- 2 関係法令等に基づき管理された機関により、微生物モニタリング成績書類の添付された実験動物を購入するものとする。
 - 3 発注、搬入等の調達行為については、本学の調達に係る規則に基づき行なうものとする。第12条第2項の承認は、必要物品等の調達を承認するものではない。

（動物の検収と検疫）

- 第15条 実験者は、動物を搬入する際には、動物の発注条件および異常の有無等を確認し、動物の状態、輸送方法および輸送時間等を記録しなければならない。
- 2 実験者は、動物管理者の確認の上で、搬入された動物の検疫を実施しなければならない。
 - 3 実験者は、動物管理者の確認の上で、動物の屍体、汚物の処理等の作業の一部を特定の業者に委託することができる。

（動物の飼育管理）

- 第16条 動物管理者および実験者は、協力して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 動物管理者は、適切な施設および設備の維持管理に努め、適切な給餌、給水および排泄物処理等の飼育管理は実験者がこれを行なうこと
 - (2) 実験者は、動物管理者の確認の上で、ケージの洗浄や、排泄物処理等の飼育管理を、特定の業者に委託することができる。
 - (3) 飼育室等の照明、その他の環境条件（気候因子、住居因子、同居因子および微生物汚染等）を適正に保持するよう努めること
 - (4) 実験中の動物だけでなく、施設搬入時から不要処分に至るすべての期間にわたって、動物の状態を仔細に観察し、適切な処置を施すこと

（実験操作）

第17条 実験者は、動物実験を行なう場合、法令に則するとともに、別に定める「畿央大学動物実験施設利用心得」

「動物実験における倫理の原則」に従って行なうものとし、適正な保定および麻酔等の手段によって、動物に無用な苦痛を与えないよう努めなければならない。

- 2 実験者は、実験操作について、必要な場合、安全管理者、施設管理者、動物管理者または委員会に判断を求めなければならない。

（実験終了時等の処置）

第18条 実験者は、実験を終了または中断した場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実験を終了または中断した場合は、すみやかに「動物実験終了報告書」（第3号様式）を学長に提出するとともに、不要となった動物を基準に従ってすみやかに安楽死させること
- (2) 動物の屍体の保管にあたっては、悪臭の発生および病原体による生物学的危険性等の防止に努めること
- (3) 飼育中または実験後の動物の屍体及び廃棄物等は、実験者が所定のビニール袋に密封した上で、動物管理者が指定した場所に置くこと
- (4) 前各号に基づき学長が必要な処置を講ずるときは、いずれの実験者もその指示に従うこと

- 2 実験者は、動物管理者の確認の上で、動物の屍体・汚物の保管および焼却等の作業を特定の業者に委託することができる。

（機械器具等の搬出入）

第19条 実験者が当該施設内に機械器具等を搬入するときは、「機械器具搬入申込書」（第4号様式）を提出し、施設管理者の承認を得なければならない。

- 2 実験者は、実験終了後すみやかに機械器具を搬出し、当該施設を使用前の現状に復しなければならない。

（動物の飼料管理）

第20条 実験者は、各実験動物の飼料の購入にあたっては施設管理者の承認を得なければならない。

- 2 飼料の保管等については、別に学長が定める。

（教育訓練等）

第21条 実験者は、学長が別に定める教育訓練および健康管理を受けなければならない。

（特殊実験の規制）

第22条 実験者は、特殊実験を行なう場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物理的、化学的および生物的に危険な物質を扱う動物実験については、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれたりすることがないように十分配慮すること
- (2) 特殊化学物質、変異原物質または安全性未確認物質を用いる実験については、安全性について十分配慮した上、実施すること

- 2 委員会において承認を受けていない特殊実験を行なうことは、禁止する。

- 3 遺伝子組換え実験を伴う動物実験は別に定める遺伝子組換え実験の承認を受けた上で、動物実験計画承認申請を行なうものとする。

(事故等の処置)

第23条 原因不明の症状または感染症の疑いのある動物を発見したときは、ただちに安全管理者に届け出なければならない。

- 2 安全管理者が前項の届出を受け、必要な処置を講ずるときは、いずれの実験者もその指示に従わなければならない。
- 3 施設に常備されている機械器具および備品等に故障または毀損等が生じたときは、ただちに施設管理者を通じ安全管理者に届け出なければならない。
- 4 学長は、前項の届出を受け、毀損等が使用者の責任に帰すべきものについて弁償を命ずることがある。
- 5 災害および火災等が発生した場合には、実験者は病原体、特殊物質、変異原物質または安全性未確認物質等が施設外に漏出しないよう応急の処置を講ずるとともに、ただちに安全管理者、委員長、施設管理者、動物管理者および本学防火管理者に報告の上、安全管理者の指導および助言の下に適切な措置を講じ、事態の収拾にあたらなければならない。収束後はすみやかに「事故処理報告書」(第5号様式)を、学長に提出しなければならない。

(施設の使用禁止)

第24条 学長は、実験者がこの規程または細則等を遵守しない場合は、当該施設の使用を禁ずることができる。

(事務)

第25条 この規程の実施に関する事務は、本学社会連携推進部が行なう。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行なう。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、動物実験にかかる必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。